

令和4年 第5回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和4年5月27日（金）14時00分

2. 場 所：由布市役所本庁舎 市民ホール2階 2-1会議室

3. 出席委員 8名

| | | |
|-------|----|---------|
| 会 長 | 7番 | 坂 本 成 一 |
| 副 会 長 | 4番 | 高 田 英 |

| | | |
|-----|-----|---------|
| 委 員 | 1番 | 縣 次 男 |
| | 2番 | 二 宮 寿 徳 |
| | 3番 | 秋 吉 一 郎 |
| | 6番 | 大 野 重 利 |
| | 8番 | 江 藤 国 子 |
| | 10番 | 麻 生 秀 昭 |

| | | |
|---------|-----|---------|
| 4. 欠席委員 | 5番 | 大 津 雄 司 |
| | 7番 | 佐 藤 一 富 |
| | 11番 | 橋 本 早 人 |

5. 議事参与が制限された委員数 2名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

- ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
- ② 農地法第3条の規定による許可の取り消し願いについて
- ③ 農地法の許可を要しない農地転用の届け出について
- ④ 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑤ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- ⑥ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑦ 非農地証明について
- ⑧ 空き家に付随した農地の指定について
- ⑨ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- ⑩ 農業委員会の適正な事務実施について
- ⑪ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 二宮啓幸、次長 竹下美佳、主査 小原匡博、行政専門員 衛藤哲男

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中8名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和4年 第5回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員
異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。次に、会議録署名人の1名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号3番 秋吉 一郎委員にお願いしたいと思います。宜しくをお願いします。次に、採決についてお諮りします。これから、採決します日程第1から第11までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全員
異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので、よろしくをお願いします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」
(議案第1号 1件)

議長

それでは、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議長

議案1号につきましては、皆さんに報告という事で承して頂きたいと思います。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による許可の取り消し願いについて」
(議案第2号 1件)

議長

それでは、日程第1 農地法第3条の規定による許可の取り消し願いについて、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による許可の取り消し願いについて、議案朗読説明。

議長

議案2号につきましては、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思います。

■日程 第3 「農地法の許可を要しない農地転用の届け出について」

(議案第3号 1件)

議長

それでは、日程第3 農地法の許可を要しない農地転用の届け出について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法の許可を要しない農地転用の届け出について、議案朗読説明。

議長

議案3号につきましては、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思います。

■日程 第4 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第4号～5号 2件)

議長

続きまして、日程第4 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

それでは、議案4号ですが、縣 次男委員が議事参与制限を受けますので退席を致します。

(1番 縣 次男委員 退席)

議案4号について、議席番号4番 高田 英委員より説明をお願いします。

4番 高田 英 委員

前回かかった分の残りが出てなかったのかな？1か所行った記憶はあるんだけど…。申し訳ない。そうですか？

事務局

はい、そうです。

4番 高田 英 委員

わかりました。

受人と塚原の現地に行きました。荒れている土地でありましたけれども受人が機械を入れて農業をできるように整備をしております。ご存知のとおり、かなり広大に農業をやられていますので、何も問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案4号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

縣委員 お入りください。

(1番 縣 次男委員 着席)

縣委員に報告致します。

挙手多数で、この案件承認と決定しました。

続きまして議案5号ですが、高田 英委員が議事参与制限を受けますので退席を致します。

(4番 高田 英 委員 退席)

議案5号について、議席番号10番 麻生 秀昭 委員より説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

それでは説明をいたします。

場所は庄内町長野という所で小松寮の近くになります。小松寮の方から東の方へ向かっていくのかな。そっちに行きますと、左側に梨園がありまして、その梨園を持っていた方です。

この案件はですね、親子間における生前一括贈与という形です。譲渡人は91歳でして、行った時に話した感じはまだまだ元気だなという感じでしたけど、話を聞くとやっぱり近年は足腰も悪くなってきたからなあという話でした。そういう状況で作業がやっぱり厳しいということで、今は大分市に居住している子供さんが主体となってやってくれています。私が行った時も、毎日返ってきているということでありまして、現在も農地を代かきしてあって草もきれいに刈られていてきちんと管理されている状況でありました。

この受人は若い時から農業を手伝ってきていて、記載は経験が40年となっておりますがそれ以上、中学、高校から手伝ってきているとのことですので、農業経験も十分あり、農機具も十分揃っているという状況であるので特に問題はないと考えております。御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案5号につきまして、質問がある方はお願いします。

(3番 秋吉 一郎 委員より挙手有り)

秋吉委員さんどうぞ。

3番 秋吉 一郎 委員

さっき梨園って言ってたけど、梨園も一緒にするということですか？

10番 麻生 秀昭 委員

梨園は既に別の方が買われていて、今回は田んぼだけとなっています。

3番 秋吉 一郎 委員

わかりました。

議 長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。

挙手多数で、この案件承認と決定しました。

4番 高田 英 委員

ありがとうございました。

■日程 第5 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」
(議案第6号 1件)

議 長

続きまして、日程第5 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第5 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案6号ですが、大津委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事 務 局

大津委員が欠席のため、事務局より説明をします。

資料冊子の1ページから5ページまでが資料となっておりますが、場所としては赤野の朴木寄りのところ、由布川グラウンドの隣ぐらいに位置する農地となっております。

現状は耕作していない畑でありまして、今回所有者のお父さんから息子さん家が家を建てるということで使用貸借契約をして転用するということでございます。

面積が473㎡であるので、一般住宅の目安内に収まっておりまして、土地利用計画図等から問題はないと判断しておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

はい、今説明が終わりましたけど、この案件につきまして、ご質問があればお願いします。

(4番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

3ページの字図なんですけど、隣接に地目畑の土地がありますがこれは道路ですかね？

事 務 局

いや、道路はその隣の道になっているところが県道で、その土地は登記地目畑なんですけど宅地になっていて、許可を取ったけど地目変更してない土地です。

4番 高田 英 委員

なんかこれ見ると道路っぽいかんと思って。

事 務 局

その土地はですね、地図で言うと西の方に向かってその家の進入路になっているのでそういうふうに見えるのかなと思うんですけど…。

4番 高田 英 委員

まあ、要するに道路があるのかなって思っただけですので。

事 務 局

まあ、宅地への進入路でして、いわゆる県道についてはその隣にある形です。

4番 高田 英 委員

わかりました。

議 長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認いたします。

議 長

続きまして、日程第6 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第6 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案7号について、議席番号1番 縣 次男 委員より説明をお願いします。

1番 縣 次男 委員

それでは、説明をします。

買受人の方は塚原でパン屋を開いております。そして、パンがなかなか売れて順調なんで従業員を雇いたいということで従業員の宿舎がなかなか見つからなくて、結局この渡人から買うことにしました。

渡人の土地はまだいっぱいあるんですけど、もう誰も家の方にはいなくて安心院町に嫁いだ娘さんが全部一応管理をされていて、受人にも小麦を植える土地をだいぶ貸しているという状況です。

景色のいいところなので、パンがなかなかよく売れるそうで、小麦も国産の小麦ということで人気があるようでございます。

あとはいろいろと問題はないと思います。よろしく願いいたします。

議 長

はい、今説明が終わりましたが、この案件につきまして、ご質問があればお願いします。

(3番 秋吉 一郎 委員より挙手有り)

秋吉委員さんどうぞ。

3番 秋吉 一郎 委員

申請地は字図の中でどこにあるんですか？

事 務 局

すみません、8ページの字図なんですけどちょっとつけるのを間違えてまして、元々の土地がその135-43でそこから分筆したのが申請地で、分筆したのは地図の左上の端のところなんです。三角形のような形になってます。

4番 高田 英 委員

分筆はされているんですね？

事 務 局

はい、されています。

3番 秋吉 一郎 委員

それとね、申請の書類について、悪いとかじゃなくて、ちょっと聞きたいんだけど、添付資料の中に土地利用計画平面図とか書いてるでしょ。この7号議案の図面については一部フリーハンドで書かれたような図面が付いてるけど、こんなのでいいように受付しているの？

事務局

出来るだけしっかりした図面を書いてくれとは指導しているんですけど、ここの場合は受人が建築を頼んだ人が一人親方みたいな人で、しっかりしたもの、要はパソコンの図面とか書ききらんということを言われたんです。それでも、手でなるべくしっかりしたものを書いてくれと言って出てきたものがこれなので、まあ、確認ができるからしょうがないということ。

3番 秋吉 一郎 委員

一応問題はないってことでいいんだね。

事務局

そうですね、まあ、最低ラインかなとは思いますが。

3番 秋吉 一郎 委員

はい、わかりました。

議長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認いたします。

続きまして議案8号ですが、高田 英委員が議事参与制限を受けますので退席を致します。

(4番 高田 英 委員 退席)

議案8号について、議席番号8番 江藤 国子 委員より説明をお願いします。

8番 江藤 国子 委員

議案8号について説明させていただきます。資料は10ページになるんですけど、湯布院の川西小学校のところから山の方へ上がったところになるんですけど、受人の義父からの生前贈与の準備をしていたところ、申請地が自分の名義になっていないことがわかったので今回の申請になりました。

受人の義父と渡人のお父さんが60年前ぐらいに土地を交換したんですけど法務局で登記してなかったのが名義がそのままになって、受人が30年前にそこに畜舎を建てていて転用していなかったのが今回の申請となりました。

畜舎なので特に問題はないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

事務局

すみません、事務局からちょっと補足説明があるんですけど、今日追加でお配りし

た2枚の写真の資料をご覧ください。

現地の写真なんですが、上が申請地の畜舎部分になっています。既に建築されているんですが、畜舎自体は200㎡未満の農業用施設ということで許可不要の要件を満たすので、農振とかの手続きが終わってれば許可なしで建てられるものとなっています。なので今建っている物はいわゆる違反転用ではないと判断してます。

今回は申請地1筆をまるっと地目変更して所有権移転するので5条という形でかけている形になるんですが、事務局からの報告として2枚目の航空写真を見てもらいたんですけど、現地確認に行った際に発見したんですけど、申請地の進入路部分になっている隣接の土地があるんですけど、農振がかかったままで現状がコンクリートを張って駐車場・資材置場というような状況となっております。

これは必要な手続きを踏んでいないので違反転用状態ということですので、今回報告しておきます。

これを踏まえてご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

申請地は、〇〇さん名義？

8番 江藤 国子 委員

いや、まだ〇〇さんになっていないんです。××さん名義。

事 務 局

両方同じ苗字だからわかりにくいですね。

8番 江藤 国子 委員

××さんの名義でまだ税金とかも全部××さんが払っているんで。

議 長

名義は違うんじゃないの？

事 務 局

昔やり取りしたけど名義を変えないままきてたという話。

実質管理者は〇〇さんだけど、昔の交換の際に名義変更の手続きを怠っていて、名義は××さんのままになっていたっていうこと。

3番 秋吉 一郎 委員

実際、そういう話はできていたんやね。名義変更だけをしてなかったと。

事 務 局

お父さんの時代に交換をしている、合意はしているんだけど名義の変更はし忘れていたということ。

8番 江藤 国子 委員

田舎はそういうのがいっぱいあるんで、これからどんどんそういうのが問題にあるかと思うんですけど。うちもそういう所があるんです。

事 務 局

たまに出ますね、そういうのが。

8番 江藤 国子 委員

ここ、違反転用になって駐車場みたいにあってるんですけど、その養子の息子さんが牛の堆肥とかを運ぶときに車置いたり、トラクターとか2トン車とかをいつも置いたりしてるんで、まあいいのかな…。いいのかなじゃないのか。顛末書つけて後で転用したらいいのかなと。

事務局

転用の審査の中で、受人が他の土地で違反転用をしていたら基本的に許可できないという取り扱いがあるんです。要は違反をしている人に新たに許可を出すのは悪いということで。その違反転用が解消されてから手続きをしないとイケないというのがあります。過去の県許可の時もその取扱いでやってきています。今は権限移譲で市の許可になりましたが。

そこで今回どうしましょうかということです。

議長

違反転用を解消しないと次のステップに行けないということ。

事務局

そうですね。

8番 江藤 国子 委員

これ、ここが何でこんなことになったかっていうと、何十年か前にこの上が土砂崩れになったときに市か何かの工事が入って、その時にコンクリを張って資材置場のようにしたんですよ。それをまた壊してしまうのはなんだからってそのままになってたみたいなので、どうかなと思って。

市とかが橋を建てたりとか色々するときにはそんな一時転用の書類とか無しでしようってなってるけど、やっぱりこういう問題が後々発生してくるんで、やっぱりちゃんとした方がいいんじゃないかなって思うんですよ。

議長

でも違反転用してるところは農振外れてないからな。農振内でやってるから、これは農振を外して、始末書か何か付けてってステップを踏まないと…。

3番 秋吉 一郎 委員

方法としてはどんな方法がいいの？

事務局

一応ですね、現状で許可を出すのは正直厳しいかなと思います。その時にこれを、許可できないということでどういう取り扱いをするかなんですけど。

今、この違反転用している土地の農振の手続きをちょっと今急ぎで農政課の方に出してもらっている形になっています。なので、今農振の処理の流れに乗っている形になっています。

それで、この申請の取り下げとかしてもらおうと、また書類をそろえたり登記簿とかを取り直したりする手間も発生するので、いったん保留というか継続審議みたいな形で、継続と言っても来月かけるわけではないんですけど。農振の方が済むまでいったん保留しておいて処理が終わり次第再度ここで諮って許可、という形が一番先方への負担という面でも軽いかなと思います。

ほんとは許可できないから不許可とするというのが一番ベースにあるとは思うんで

すけど。不許可としてしまうと決定として重たいので。

3番 秋吉 一郎 委員

それにな、ここってかなり田舎の方でしょ。こういうふうにご利用すること自体が農家を守る面もあると思うし、ある意味考えてあげないとな。

議 長

農振さえ外れれば、始末書か何かで処理できるから。

3番 秋吉 一郎 委員

処理できるってことやな。それが出るまで保留するってことやろ？

事務局

まあ、何か月後かはわかりませんが…。

3番 秋吉 一郎 委員

それでいいと思う。あとは申請する人がよければだけど。

事務局

農振がかなり時間がかかるので、何か月ってレベルでの保留になると思うんですけど、それがお互いいいかなとは思ってます。

事務局長

農振のほうは除外ではなく、用途変更で、農業用施設用地にするやり方で進めると聞いています。

事務局

それで今農振の方で着手したというか、出したというふうに聞いているので、一応改善の意思があるということですね。

事務局長

申請者にはちょっと時間をいただいて申し訳ないんですけど、今事務局が説明したようなやり方で少しだけ、何か月かと思えますけど、待っていただくと後で問題にならなくていいと思います。

3番 秋吉 一郎 委員

その方向で進めてもらっていいと思う。

事務局長

申請者にもその方向で伝えたいと思います。

議 長

では、この案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

では、今のような方向で保留ということで、この案件 保留することに同意される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 保留といたします。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。
この案件保留と決定しました。

4番 高田 英 委員
難しい案件審議、ありがとうございました。

■日程 第7 「非農地証明の発行について」

(議案第9号 1件)

議 長

日程第7 非農地証明の発行について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

今、説明が終わりましたが、議案9号につきまして、ご質問がある方はお願い致します。

質問ないでしょうか？

10番 麻生 秀昭 委員
これは広いなあ。

議 長

1町歩あるけんな。

3番 秋吉 一郎 委員

昔はこんなところに田んぼがあったんかえ。

事 務 局

あったんです。

資料の19ページが航空写真なんですけど、挟間の谷から野津原に行く途中の上りついたところにあるトンネルの、地図で言うと北側ですね。地図にこの辺りって赤丸してますけど。もう完全に山の中ですね。野津原側から道を入れていくらしいんですけど、もう山の中なので作れるような状況ではないですね。もうやむを得ないかなと思います。

議 長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

それでは、議案9号の案件 採決を致します。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

■日程 第8 「空き家に付随した農地の指定について」

(議案第10号 1件)

議 長
日程第8 空き家に付随した農地の指定について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程第8 空き家に付随した農地の指定について、議案朗読説明。

議 長
議案10号について、質問があればお願い致します。
質問はないでしょうか？
(ありません。)
それでは、議案10号の案件 指定しても良いと思われる委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この空き家の付随農地として指定する事に致します。

■日程 第9 「農用地利用集積計画の決定について (貸借権設定)」

(議案第11号～18号 8件)

議 長
日程 第9 農用地利用集積計画の決定について (貸借権設定) 8件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程 第8 農用地利用集積計画の決定について (貸借権設定)、議案朗読説明。

議 長
それでは、議案11号から14号の案件につきましては継続の案件でありますので一括して質問を受けたいと思います。ご質問があればお願いします。
質問はありませんか。
(ありません。)
それでは、質問が無いようでありますので、この11号から14号の案件を承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案15号からは新規の案件です。
質問はありませんか。

(4番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

借人は新規就農者でしょうか？農業経験はあるんでしょうか？
あと、野菜は何を作るのか。そこら辺の指導体制はどうなっていますか？

事務局

作物は露地野菜の多品目となっているので、特定の作物は書かれていませんが…。
今トラクターと管理機は所有しているとなっていて、農業従事日数250日と書かれていますので、ある程度の農業としての労働はできる方だとは思いますが。ちょっと新規就農者かどうかは今確認できないんですけど。

4番 高田 英 委員

経営面積が入っていないということは新規就農者なんじゃないの？

事務局

ああ、そこはそういうことです。ただ、農政課の方で認定新規就農者の手続きを踏んでいるのかはちょっとわかんないですけど。
今経営面積ゼロからスタートする方であるというのは間違いないかと思います。

4番 高田 英 委員

まあ、そういう方への指導体制は大丈夫かなって思って。かなり面積が大きいようなんです。
どんどんやってもらいたいんですけど、広さも広いから気にかかるので。

3番 秋吉 一郎 委員

品目も野菜だしなあ。

4番 高田 英 委員

ちゃんとその地域の人とかで指導してくれる人がいたりするなら問題ないんだろうけど。

議長

作物がわかればな。ネギなんかは一年中作ろうと思えば作れるし。
その、作物によっては機械が要るし。どういうふう考えてるかがねえ。

3番 秋吉 一郎 委員

1筆ごとの面積も1反以上ぐらいでかなり大きいしね。小さいのが何枚持っている雰囲気じゃないわな。

10番 麻生 秀昭 委員

これ茅場でしょ？

事務局

大字時松なんで、たぶんそうですね。

10番 麻生 秀昭 委員

この面積から言って、時松じゃこんなにまとまった面積取れないもん。1町5反も。多分茅場かな。

8番 江藤 国子 委員
就農給付金とかもらってるんですかね？

事務局
そこがわからないんですよ…。

8番 江藤 国子 委員
あんなのを貰うんだったらトラクターとか土地とか持っているとあれに乗れないから気を付けた方がいいかなと、なんかもったいない気がするけど。

事務局
ちょっと今は情報がないんですけど、後で確認をしてみて、本人にやる気があるようなんで必要に応じて農政課の方の制度なんかを紹介してみたいと思います。まあ、農政課の方にも聞いてみます。

議長
他に質問はありませんか。
(ありません。)
それでは、この15号案件承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案16号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。
質問はありませんか。
(ありません。)
それでは、この16号案件承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案17号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。
質問はありませんか。
(ありません。)
それでは、この17号案件承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案18号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。
質問はありませんか。

(4番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

4 番 高田 英 委員

これ、期間が6ヶ月とありますが、間違いないですか？

事 務 局

記載のとおりですので、間違いありません。

1 番 縣 次男 委員

お米ができるまでっていうことかな。

8 番 江藤 国子 委員

初めてだから様子を見るっていう感じでしたよ。

4 番 高田 英 委員

ああ、なるほど。よかったらまた契約するんですかね。

8 番 江藤 国子 委員

よかったらまた作るんじゃないんですかね。

議 長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この18号案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第10 「農業委員会の適正な事務実施について」

(議案第19号 1件)

議 長

日程第10 農業委員会の適正な事務実施について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第10 農業委員会の適正な事務実施について、議案朗読説明。

議 長

議案10号について、質問があればお願い致します。

(3番 秋吉 一郎 委員より挙手有り)

秋吉委員さんどうぞ。

3 番 秋吉 一郎 委員

基本的なことですけど、32ページの集積面積637haってどういう意味かな。市内の農地面積が3289haでそのうちの面積ということだろうけど。

事務局

集積面積というのはですね、いわゆる担い手さん、認定農業者とか認定農業者に準ずる方、これは農政課が認定しているんですけど、それとか農事組合法人とか。そういうところに農地を全部集めなさいと、そういう人たちに全部任せなさいと。

ちょっと、一般の方からしたら信じられないような意味合いにしか聞こえないと思うんですけど、農林水産省が個人の小さい農業経営はできればやめてほしいと、規模の大きなところへ集めてほしいという意味の集積となります。

3番 秋吉 一郎 委員

この3289haが管内の農地面積になってるでしょ。この中で一般の個人で農業してるところもあるわな。

そこじゃなくて、農地パトロールとかで耕作放棄地みたいになってるところがいっぱいあったと思うけど、そういう所を認定農業者とか法人がどんどん耕作しなさいということなのか。それとも、今個人で耕作してる土地だけどもう耕作できないから法人がやりなさいと言う合計なのか、どうなんですか？

事務局

そこについてはちょっと詳しく話しますと、農林水産省が荒れている農地は農業委員会が囑託で地目変更していいと言っています。職権でやっていいと、現況が農地じゃないものはどんどん登記地目を変えろと言ってきてます。なので農林水産省はそれを前提に話をしています。ここにある農地の面積はそういう土地が抜けてる面積ですよ？というふうなことで話をしています。

ですから、耕作可能または復旧可能な農地と現在耕作している農地を担い手農家に集積しなさいという意味です。

3番 秋吉 一郎 委員

つまり一般の農家じゃなくて農業に意欲があるような人がする面積をここに出すということやな。

事務局

まあ、そういうことですね。

ただ、地目変更については、農林水産省は農業委員会にどんどんやって言いよと、法務省と話しているからと言うんですけど、それでこっちが地権者の承諾なしに地目変更するとですね、そうすると登記地目が変わることによって原野とか山林は税額が下がることが多いんですけど雑種地にしまうと税額が上がる可能性が高いんですね。特に都市部とか。そうすると自分が知らない間に勝手に登記地目が変わって税額が上がったとなるとどこがしたのかという話になって、農業委員会が職権でしましたということになるとおそらくかなりの数の苦情が来ることになると思います。ともすれば裁判沙汰になる可能性もあるかもしれません。

3番 秋吉 一郎 委員

そりゃあ本人の了解なしに、職権があるからって変えることはできんやろ。

事務局

でも、農林水産省はそれを平気でやれって言ってくるんです。

それと土地改良区が農地の分母が一気に減るんですね、そうやってしまうと。なので土地改良区からも大変な苦情が来ると思います。

だから、農林水産省がやれということは非常に現実的ではないんですけど、後から

来る政策は全部それを前提に来るんです。なので、私たちも農業会議の会議とか全国的なZoomの説明会でも意見を言わしてもらったんですけど、実現が困難な数字を上げざるを得ない状況となっています。

それで、この目標を達成するかしないかによって最適化交付金の額が決まるんです。特にここの1か月10日間という目標日数は、委員さん一人一人の報酬の額にかかわってきます。

なので、他の数値目標は達成が厳しいと思っていますが推進委員さんの日数については何とか協力いただいて達成していただきたいと思っています。

3番 秋吉 一郎 委員

今話を聞くと、以前私が推進委員だった時農地パトロールをして荒廃農地とかいっぱいあったけど、そんなところをできるだけ作ってくださって話していること自体が逆に無駄じゃないかな。

国が非農地はどんどん農地から外しなさいっていうことを考えているんならな。

事務局

そうですね、要するに分母を減らしたいんですね。

農地パトロールも登記地目が農地である以上は全筆調査をしなさいっていうふうに変ったんですよ、令和3年度から。今までは遊休農地の一部でよかったんですけど、農林水産省が全筆調査っていう方針を言ってきて。それはなんでかというのと、逆に農地から外してかないと大変でしょと言うことだと思うんですけど。

3番 秋吉 一郎 委員

農地パトロールでな、明らかに非農地みたいなところがあると思うけど、もう現場まで行って確認しなくていいっていう言い方に聞こえるんだけど。

議長

それで、そういう所に非農地願いを出さないかって言うんだけど、税金の関係があるのか全然取り合ってくれないんよな。そういう人は、税金はもう現地に応じてかけていかないとな。

4番 高田 英 委員

税金は現況課税が基本だから、登記地目が農地でも雑種地になっていたら本来は税務課が雑種地課税しないといけない。

それに、雑種地になってるなら違反ですけどね。

議長

他に質問ありますか。

(8番 江藤 国子 委員より挙手有り)

江藤委員さんどうぞ。

8番 江藤 国子 委員

すみません、32ページの集積面積で637haって書いてあるんですけど、これは利用権設定した面積か何かが入っているんですか？

事務局

主に利用権設定の面積と、3条申請の分、後は公社関係の面積です。

8番 江藤 国子 委員

そうしたら、うちとか利用権設定してないところをいっぱい持ってるんですよ、ヤミ小作みたいな。ほんとはいけないからちゃんとしないといけないんですけど、やっぱり書類作ったりするのがめんどくさいっていう人たちが結構多いから、そこら辺を周知徹底してもっと利用権設定されるようにしたらもっと増えると思うんですけど。

一回、利用権設定しようキャンペーンみたいなのをしてちょっと増やしたらいいんじゃないかなとか思ったんですけど。

議 長

中間管理機構を通すと、その集落に補助金が出るんですよ。個人には出ないんですけど、集落のためには大変便利だと思う。

8番 江藤 国子 委員

中間管理機構は単語的にはよく聞くんだけれど、なかなか利用できないというか、法人じゃないから難しいんだろうけど。

事 務 局

中間管理機構も利用権設定とほぼ同じようなもので、そんな難しいものじゃないんですよ。ただ、中間管理機構がその農地を借り受けるかどうかの判断をするんです。だから、あまり耕作条件がよくないところとかは利用しにくいですし、あとは借り受ける方がちゃんと決まっていれば機構が借り受けてその人に貸し出すということをしてくれます。だから、今言ったようにヤミ小作で耕作しているのならそういった機構の手続きはやろうと思えばできないことはないと思います。

8番 江藤 国子 委員

うちとか毎年6反とか7反ぐらいは増やしているから、中間管理機構に入ればそれが増えると思うんですけど、なかなかやれないというか。

事 務 局

もしやるきなら、農政課の担当者に言えばいろいろ勧めてくれると思います。

8番 江藤 国子 委員

分かりました。

議 長

他に質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案19号の案件 指定しても良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件承認致します。

■日程 第11 「その他」

(1件)

議 長

事務局よりその他があればお願いします。

事務局

農業委員の辞任願いの承認について、提案・説明。

議長

この件について、質問があればお願い致します。

(4番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

辞任の後は、どうなるんですか？欠員について。

事務局

欠員が生じることになりますので、6月以降に通常の段取りと同じように1名だけですが市報やHP、自治委員あて文書を通じて公募を行って、自薦・他薦含めてですね、その上で段取りを踏みまして、最終的には議会の同意が必要ですので想定としては9月議会で承認を貰い10月から選任になろうかと思えます。

4番 高田 英 委員

じゃあそれまでは挟間の中で地区割とかでカバーすると。

事務局

それについては、また挟間の委員さんに相談して決めていきたいと思えます。

1番 縣 次男 委員

挟間から一人選ぶんですね？

事務局

そこらへんもですね、案件の多さとか含め検討したいと思えます。

議長

他に質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、辞任を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、辞任を承認致します。

4番 高田 英 委員

ちょっといいですか。

その他で1件ちょっと質問というか、あるんですけど。

転用とかの時の農業委員への提供資料について、農業委員の回答書を貰いに本人とか行政書士とかの代理人が来ると思うんですが、その時に、事務局さんに確認したところ、全部コピーしてくださいっていう人と、持って来られたものだけを貰う人といろいろあると聞いたんですけど、私の場合はなるべく最低限の書類だけを貰っています。申請書と見取

り図、字図、利用計画図、それぐらいがあれば判断はできるかと思うんですが、資金力に関する書類とかは原本を持って来られていると思いますので、その場で確認して資金力があるとか、私の場合はそうやって判断しています。

先ほど言ったように、全部の写しを貰っている人もいると聞いたんですけど、問題はそれが終わった後なんですけど、その書類にはとても重要な個人情報がたくさん含まれていますので、私の場合は審議が終わったらすぐにシュレッダーにかけるんですが、多分皆さんそこまでされてないんじゃないかなと思うんです。もし万が一その書類が他人に渡ったり、情報が出たり場合はその方の責任になりますので、ちょっと事務局にも確認したいんですが貰っていい書類、悪い書類がちゃんとあるのか。あるいはそのあたりのご指導をいまもらえればと思うんですけど、どうでしょうか。

事務局

それについて定義はされていないと思います。何を貰うべき、何を貰ってはいけないというものの定義は明文化されていないと思います。

ただ、農業委員は申請書類を見て審査をする、意見を書くということになっているので書類を見て審査をしてもらいますけど。農業委員は一応特別職の公務員ということになるので、当然守秘義務があるので書類を保持することが悪いわけではないと思いますが、その分適正に管理する責任もありますので、貰った書類も適宜処分していった方がいいだろうというのがあります。ただ、個人情報が含まれる書類を貰うことが悪いとは言えないので、そこは正直事務局として定義付けはしていません。

なので、そこはご自身の判断にお任せしているけど適正な管理をしてくださいということですね。

4番 高田 英 委員

4月から申請の際に住民票の添付は必要なくなりましたが、それまでは住民票の添付がありました。あとは残高証明とか通帳の写しとか、口座情報が載ったものをもし外部に流出したりして近所の人拾ったりして、あの啓はこんなにお金があるのかとかなりかねないので、重々気を付けた方がいいと思います。

私、他の市町村に申請に結構行くんですが、こういうふうにコピーくださいっていうのは由布市だけです。他の市は事務局が用意した書類でやっています。というのは、他市は事務局と農業委員さんが一緒に現地に行っているところが多いので、その時に事務局が用意した資料を渡してるんじゃないかなと思います。

まあ、そういったことを含めて、今後はもうちょっとちゃんと指導・・・、事務局としても指導しにくいかな。こういったものを渡してくださいっていうのを事務局が言うっていうのは難しいと思うけど。

事務局

まあ、検討しておきます。

3番 秋吉 一郎 委員

私、4月からだからよくわかんないんだけど、最低でも見取り図とか字図ぐらいは来るんやろうか。

事務局

通常申請者には、申請書類を一式そろえて最後に農業委員さんに署名を貰ってくださいって伝えてあります。だから農業委員さんのところに行くときには申請書類一式が揃っていると思います。

そして、その原本を提示する人もいるし、コピーを見せる人もいるという感じで。あ

と、農業委員さんごとに見たらOKっていう人もいるし、記録用に写しをくれっていう人もいるというのは聞いています。それで、コピーを貰うべきか貰わないべきかとか、どれだけの資料を貰うべきかっていうのは事務局としてはお任せをして決まりは作っていない、という話です。

4 番 高田 英 委員

事務局には責任はかからないけど、万が一委員さんから情報が流出したりしたら責任問題になってくるということだけは重々考えておかないと悪いってこと。

8 番 江藤 国子 委員

じゃあ貰った議案書とかもリサイクルとかに出さないで焼却処分と化した方がいいんですか？

4 番 高田 英 委員

議案書の話？

8 番 江藤 国子 委員

議案書とか。ものすごい量が溜まってきてるんですけど。

4 番 高田 英 委員

住所とか名前がのってるけんな。

8 番 江藤 国子 委員

議案は個人情報がいっぱい入ってるけど、地図とかはいいのかなとか。

4 番 高田 英 委員

一番いいのは事務局に返して処分してもらうのがいいわな。

事 務 局

持ってきてもらえたらシュレッダーとかで処分しますので、それでもいいです。

議 長

他に質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。